

健康保険被扶養者資格の再確認について

令和5年度の被扶養者様の被扶養者資格を満たしているかどうかの再確認を実施いたします。被扶養者資格の再確認は、被扶養者様の現況確認だけでなく、加入者の皆さまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

確認の対象となる方

令和5年10月24日現在の被扶養者の方で以下の要件に該当する方

(令和5年1月1日以降に被扶養者として認定された方は対象外)

(1) 令和5年度(令和4年中)の収入情報により収入が認定基準以上の方

(2) マイナンバーによる令和5年度(令和4年中)の収入情報が確認できなかった方

(3) その他、追加の確認が必要と認められた方

届出方法

- ・別紙の記入要領を参考の上、確認調書に記入してください。
- ・添付書類が必要な方は、添付もれの無いようお願いいたします。
- ・配偶者、18歳以下のお子様、学生以外の方で別居されている方は、**仕送り額の確認**できる書類の添付もお願いいたします。
- ・添付書類の個人情報保護される場合は、封筒等に入れて添付してください。

届出期限

令和5年12月15日(金)までに事業主へご提出ください。

- ※ 一時的な収入変動に該当する方は、パンフレットをご確認のうえ当組合までお問合せください。
- ※ 確認調書に記載の住所等に訂正がある場合は、＝線で抹消し訂正してください。
- ※ 確認調書により、被扶養者の条件に該当しなくなった場合は、令和6年1月1日で被扶養者資格がなくなりますのでご注意ください。
- ※ 削除する被扶養者の健康保険証を事業主へご提出ください。